

日本学生支援機構奨学金

【給付奨学金】

国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学の継続を断念することのないよう、原則として返還の義務なく支給される奨学金です。

(1) 支援対象要件(概要)

次の1)～3)のすべての要件を満たす場合、支援対象となります。

1) 学業等に係る基準

採用時期	学業基準(いずれかに該当する必要あり)
入学後1年を経過するまでに採用の場合	①. 高校等における評定平均値3.5以上
	②. 高校卒業程度認定試験合格者
	③. 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること(学修計画書の提出必要)
入学後1年以上経過後に採用の場合	①. GPA 上位 1/2以内
	②. 修得単位が標準単位数以上であり、かつ、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること(学修計画書の提出必要)

2) 家計に係る基準

①. 収入基準

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－(調整控除額＋調整額)★2(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額＋調整額)に3/4を乗じた額となります。

(注) 収入基準の審査には、本人と生計維持者(父母等)のマイナンバーのJASSOへの提出が必要です。

②. 資産基準

本人および生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

	保有資産の合計額
生計維持者2名の場合	2,000万円未満
生計維持者1名の場合	1,250万円未満

3) その他の基準

①.入学時期に係る基準

次のア～ウのいずれかに該当すること。

- ア.高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していないこと。
- イ. 高校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していないこと、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過しないこと。
- ウ. [個別の入学資格審査]を経て大学等への入学を認められた人については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学したこと。

②.在留資格等に係る基準

日本国籍でない場合、次のいずれかに該当すること。

- ア.法定特別永住者
- イ.在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- ウ.在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

* 各基準の詳細については、日本学生支援機構 Web ページ

奨学金の制度(給付型) <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html> 内の
申込資格・選考基準で必ず確認してください。

(2) 出願の手続き

日本学生支援機構の給付奨学金の定期採用募集は、通常年2回(4月、9月)に行います。

また家計支持者を失う・災害にあう等により家計が急変した場合には、定期採用募集の期間外であっても出願可能です。詳しくは学生支援課にお問い合わせください。

(3) 推薦と採用

出願者の学業成績・学習意欲をもとに適格者を日本学生支援機構に推薦します。これを受け日本学生支援機構が家計・資産状況をもとに支援の可否および支援区分を決定します。

奨学金の支給月額

世帯の所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300 円 (42,500 円)	75,800 円
第Ⅱ区分	25,600 円 (28,400 円)	50,600 円
第Ⅲ区分	12,800 円 (14,200 円)	25,300 円

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

※ 自宅外通学の区分で支給を受けるためには、条件があり、また、証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)の提出が毎年度必要となります。

※ 詳細について、4月中旬開催予定の説明会でお話します。

(4) 支援期間と期間中の要件

1) 支援期間

支援期間の上限は、原則、修業年限を満了するために必要な期間となります。

2) 期間中の要件

① 適格認定における資産額等の判定

支給期間中、毎年、JASSO が所得の情報に基づき、家計基準の支援区分の見直しを確認します。

② 適格認定における学業成績の基準

毎年2回、学業成績などの基準に関する適格認定を行い、その判定結果を JASSO に報告します。

区分	学業成績の基準
廃止 (ア～エのいずれかに該当する場合)	ア.退学・停学(3カ月以上)の処分を受けた場合(※1) イ.修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合 ウ.修得単位数が標準の5割以下の場合 エ.出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
警告(※2) (ア～ウのいずれかに該当する場合)	ア.修得単位数が標準の6割以下の場合 イ.GPA が4分の1の場合 ウ.出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

(※1)懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。

(※2)警告を2回連続で受けた場合には、支給が打ち切られます。